

志摩市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領 [令和8年4月版]

1. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

2. 適用

志摩市が発注する工事（営繕工事は除く※）で、令和8年4月1日以降に公告する工事に適用する。令和8年4月1日時点で契約中の工事及び発注公告中の工事については、発注者と受注者の協議により適用できるものとする。

なお、本要領に定めのない事項については、受発注者の協議において定めるものとする。
※営繕工事は、一般的な熱中症対策に関する費用は当初工事費（共通仮設費等）に計上されているため適用外となります。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督職員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

4. 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費率の熱中症対策補正は、工事期間中の日最高気温等の状況に応じて算出し、現場管理費率に加算する。

なお、熱中症対策補正は最終変更契約において行うことを基本とし、熱中症対策補正值の算定は、次によるものとする。

$$\text{熱中症対策補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

(2) 現場管理費の補正

1) 三重県県土整備部制定積算基準（共通編）又は農林水産省土地改良工事積算基準（土木）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} + \text{熱中症対策補正值} \}$$

- イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值＋熱中症補正值）して2.0%とする。
- ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。
- 2) 三重県県土整備部制定積算基準（港湾関係編）又は漁港漁場関係工事積算基準の工種区分を適用する場合
- ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。
- 対象純工事費×（現場管理費率＋補正值＋熱中症対策補正值）
- イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值＋熱中症補正值）して2.0%とする。
- ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。
- 3) 三重県県土整備部制定積算基準（機械編）又は農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）の工種区分を適用する場合
- ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。
- 現場管理費対象額×（（現場管理費率×補正係数）＋熱中症対策補正值）
- イ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。
- 4) 水道施設整備費に係る歩掛表の工種区分を適用する場合
- ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。
- 対象純工事費×{（現場管理費率標準値×補正係数）＋補正值＋熱中症対策補正值}
- イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「施工時期が真夏日となる場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值＋熱中症対策補正值）して2.0%とする。
- ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(3) 現場管理費の算出方法等

受注者から提出された計測結果をもとに、熱中症対策補正值を算出し、現場管理費の算出を行うものとし、設計変更の対象とする。

また、受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督職員と協議すること。

5. 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督職員へ提出するものとする。

6. 条件明示等

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温等の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行対象工事である旨を、追加特記仕様書により明示するものとする。(別紙1「記載例」参照)

7. 契約中の工事等への適用方法

令和8年4月1日時点で契約中の工事及び発注公告中の工事については、打合せ簿により試行対象工事とする旨を協議する。試行対象工事とする場合は、追加特記仕様書を変更契約時に添付するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書 [令和8年4月版]
(記載例)

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2. この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督職員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

(4) 熱中症対策補正值

以下の式により算出された値をいう。

$$\text{熱中症対策補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督職員へ提出するものとする。

4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、熱中症対策補正値を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、「志摩市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領〔令和8年4月版〕」によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督職員と協議すること。